

告 示

埼玉県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年三月三十日認可した。

令和四年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里西部土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡上里町